

## 【表紙】

|            |  |
|------------|--|
| 【提出書類】     | 意見表明報告書  |
| 【提出先】      | 関東財務局長   |
| 【提出日】      | 平成28年7月19日   |
| 【報告者の名称】   | 株式会社ゼットン   |
| 【報告者の所在地】  | 愛知県名古屋市中区栄三丁目12番23号  |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都目黒区中目黒一丁目1番71号  |
| 【電話番号】     | (052)243-2961(代表)  |
| 【事務連絡者氏名】  | 財務経理部長 森 充   |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社ゼットン<br>(東京都目黒区中目黒一丁目1番71号)<br>株式会社名古屋証券取引所<br>(名古屋市中区栄三丁目8番20号) |

- (注1) 本書中の「当社」とは、株式会社ゼットンをいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社ダイヤモンドダイニングをいいます。
- (注3) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。
- (注4) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注5) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

## 1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社ダイヤモンドダイニング  
所在地 東京都港区芝四丁目1番23号 三田NNビル18階

## 2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

## 3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成28年7月15日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、本公開買付けは、当社を公開買付者の持分法適用関連会社化することを目的として実施されるもので、買付予定数の上限が設定された、いわゆる部分買付けであり、当社株式の上場は維持される方針です。

### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

#### 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの背景につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、平成28年7月15日開催の取締役会決議により、当社との間で、下記「(7) 本資本業務締結契約の概要」に記載のとおり、同日付資本業務締結契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結すること、また、本書提出日現在、株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）が開設するセントレックス市場に上場している当社株式を取得し、当社を公開買付者の持分法適用関連会社とすることを目的として、本公開買付けを行うことを決議したとのことです。なお、公開買付者は公開買付書提出日現在、当社株式を所有していないとのことです。

公開買付者は、当社を持分法適用関連会社化することを目的として本公開買付けを実施しますが、将来的には当社を連結子会社化することを検討しているため、当社の議決権の数の40%以上を所有した上で、公開買付者の役員又は従業員が当社の取締役会の過半数を占めることにより当社を企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」第7項(2)に基づく連結子会社とすることを可能にするため、買付予定数の下限を1,723,200株（所有割合（注）40.00%）と設定しており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（1,723,200株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。また、公開買付者は、本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を1,809,400株（所有割合42.00%）と設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の上限（1,809,400株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。

（注） 所有割合とは、当社が平成28年7月15日に提出した第22期第1四半期報告書に記載された平成28年5月31日現在の発行済株式総数（4,307,900株）から、同報告書に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数（140株）を控除した株式数（4,307,760株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下、所有割合について同じとします。

本公開買付けに関連して、公開買付者は、当社の代表取締役会長であり筆頭株主である稲本健一氏、稲本健一氏の実父であり第12位株主である稲本健雄氏、稲本健一氏の実妹であり第19位株主である後藤かおり氏、当社の専務取締役であり第6位株主である梶田知嗣氏、第7位株主である高島郁夫氏、第19位株主であり高島郁夫氏が代表取締役社長を務める株式会社バルス及び第9位株主であるティー・ハンズオン1号投資事業有限責任組合無限責任組合員ティー・ハンズオンインベストメント株式会社（以下「ティー・ハンズオン1号投資事業有限責任組合」といいます。）（以下、稲本健一氏、稲本健雄氏、後藤かおり氏、梶田知嗣氏、高島郁夫氏、株式会社バルス及びティー・ハンズオン1号投資事業有限責任組合を総称して「応募合意株主」といいます。）との間で、平成28年7月15日付で応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、稲本健一氏が所有する当社株式1,666,900株（所有割合38.70%）のうち1,536,900株（所有割合35.68%）を、稲本健雄氏が所有する当社株式59,000株（所有割合1.37%）の全てを、後藤かおり氏が所有する当社株式30,000株（所有割合0.70%）の全てを、梶田知嗣氏が所有する当社株式94,000株（所有割合2.18%）のうち9,400株（所有割合0.22%）を、高島郁夫氏が所有する当社株式73,000株（所有割合1.69%）のうち3,000株（所有割合0.07%）を、株式会社バルスが所有する当社株式30,000株（所有割合0.70%）の全てを、ティー・ハンズオン1号投資事業有限責任組合が所有する当社株式65,000株（所有割合1.51%）の全て（合計1,733,300株、所有割合40.24%）を、それぞれ本公開買付けに応募する旨の合意を得ているとのことです。なお、当該合意に基づく応募についての前提条件として、公

開買付者が本応募契約記載の条件に反して公開買付けを開始した又は条件の変更がなされた場合（但し、買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）が延長された場合を除きます。）には、応募合意株主は、本応募契約に基づく応募義務を負わない旨合意しているとのことです。本応募契約の詳細については、下記「(6) 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。

本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）790円については、公開買付者と応募合意株主との協議・交渉を経て決定した価格とのことです。

公開買付者は、本公開買付価格の決定にあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）に対し、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。SMB C日興証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法、類似上場会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて、当社の株式価値の算定を行い、公開買付者はSMB C日興証券から平成28年7月14日に株式価値算定書を取得したとのことです。なお、SMB C日興証券は公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。また、公開買付者は、SMB C日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

|           |             |
|-----------|-------------|
| 市場株価法     | : 828円～833円 |
| 類似上場会社比較法 | : 585円～724円 |
| DCF法      | : 680円～844円 |

公開買付者は、SMB C日興証券から取得した株式価値算定書の算定結果に加え、公開買付者において実施した当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の有無、当社株式の過去3ヶ月間の市場株価の動向、当社株式の流動性、本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、応募合意株主との協議・交渉の結果として、最終的に平成28年7月15日開催の取締役会において、本公開買付価格を790円とすることを決定したとのことです。

なお、本公開買付価格790円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成28年7月14日の名古屋証券取引所セントレックス市場における当社株式の終値853円に対して7.39%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算について同様です。）、平成28年7月14日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値828円に対して4.59%、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値833円に対して5.16%及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値863円に対して8.46%のディスカウントをそれぞれ行った金額となるとのことであり、公開買付届出書提出日の前営業日である平成28年7月15日の名古屋証券取引所セントレックス市場における当社株式の終値860円に対して8.14%のディスカウントを行った金額になるとのことです。

また、当社は、公開買付者との間で、平成28年7月15日付で、本資本業務提携契約を締結しております。本資本業務提携契約の詳細については、下記「(7) 本資本業務提携契約の概要」をご参照下さい。

#### 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った経緯、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、平成7年6月に創業し、平成19年3月に株式会社大阪証券取引所ヘラクレスに上場後、平成22年10月にJASDAQスタンダードへの移行を経て、平成26年11月に株式会社東京証券取引所市場第二部へ市場変更し、平成27年7月に同取引所市場第一部指定となったとのことです。公開買付者、連結子会社10社及び非連結子会社2社の計13社からなる公開買付者グループは、『GIVE “FUN & IMPACT” TO THE WORLD』を企業理念とし、食材・手作り・コンセプト・内装・エンターテイメント等に『熱狂』的にこだわったサービス提供を通じ、全てのお客様の満足の先にある「ワクワク・ドキドキ」する感動や歓喜をさらに『熱狂』へ促すお店作りを追求しているとのことです。公開買付者グループは、平成7年6月の創業以降、現在は飲食事業を中心に、公開買付者グループビジョンである『世界一のエンターテイメント企業グループ』の実現に向け、アミューズメント事業、ウェディング事業へも事業領域を拡大し、平成28年2月末現在、国内外合わせて265店舗を直営展開しているとのことです。

公開買付者グループは、国内飲食事業を主力事業と位置付けており、力強い荒波をイメージした重厚感ある空間で、「かつを」や「土佐はちきん地鶏」などを「薫（わら）焼き」にし、素材のうまみを一層引き立てた料理を土佐の地酒や果実酒などと一緒に楽しみ頂ける『わらやき屋』、秋田県産の比内地鶏を使用した「究極のやきとり」をはじめ、全国を行脚して探し求めた「奇跡のおかず」などを、落ち着いた上質な和の空間でお楽しみ頂ける『今井屋』、スタイリッシュ且つ艶やかな雰囲気のレストラン及びバーで、世界のビールとグリル料理をお楽しみ頂ける『GLASS DANCE』、「不思議の国のアリス」をコンセプトにしたファンタジックな店内で、物語に出てくる個性的なキャラクターをモチーフにしたユニークな料理やオリジナルカクテルをお楽しみ頂ける『アリスのファンタジーレストラン』、リーズナブルなボトルワインと、熟成豚の炭火焼をはじめとした自慢の肉料理

をお楽しみ頂ける『ベルサイユの豚』、「九州にある美味しい居酒屋が東京上陸！」をコンセプトに、活イカや活サバなどのこだわりの食材を使い、九州の美味しい料理をお楽しみ頂ける『九州熱中屋』を主力ブランドとした『マルチ(複数)ブランド戦略』を推進しており、都心部、首都圏主要都市及び関西圏に計60ブランド212店舗(平成28年2月末時点)のドミナント展開をしているとのことです。

一方、当社は、平成7年10月に設立され、平成18年10月に名古屋証券取引所セントレックス市場に上場しました。当社及び連結子会社2社からなる当社グループは、「店づくりは街づくり」という基本理念のもと、飲食を通して街の活性化、新しい文化の醸成に貢献するべく、出店する地域の立地の顧客特性や利用形態に鑑み、一つとして同じ店舗を作らないという方針で新しい店舗ブランドを開発しております。具体的には、「アロハテーブル」ブランド及び派生ブランドを含めたハワイアンレストランを運営する『アロハテーブル事業』、常に新しい業態開発に挑戦し続けるレストラン&バーを運営する『ダイニング事業』、集客力の高い商業施設の屋上や1階オープンテラスでのピアガーデンを運営する『ピアガーデン事業』、レストランプライダルを運営する『プライダル事業』、米国ハワイ州を中心とした海外でレストランを運営する『インターナショナル事業』を展開しております。

国内外食業界を取り巻く業界環境は、個人消費の持ち直しや訪日外国人観光客による旺盛なインバウンド需要などの影響もあり徐々に改善傾向にある一方、参入障壁が低いために生じる低価格競争や消費者嗜好の多様化などにより、競争環境は一段と激化しております。

このような業界環境の中、公開買付者グループとしては、『世界一のエンターテイメント企業グループ』の実現に向け、ブランドポートフォリオの拡充(新規ブランドの開発及び新規開発ブランドによる新規出店)、仕入面等におけるスケールメリットの追求、優秀な人材の確保、事業領域拡大を目的として、積極的な新規出店、M&Aの活用による業容拡大を模索していたとのことです。そこで、公開買付者は、飲食ビル「DDZ-POINT」の共同立ち上げや高級ラウンジ「1967」の共同開発など、長年ビジネス面で協力関係にあった稲本健一氏が代表取締役社長(現代表取締役会長)を務める当社に対し、平成28年2月上旬、資本業務提携による両社の関係強化を視野に含めた検討を行いたい旨の提案を行ったとのことです。

一方、当社グループとしては、平成28年2月期中間決算において、夏季の天候不順を原因として、ピアガーデン事業を中心に営業日数が想定を大幅に下回ったこと、及び店舗数の増加に伴う一時的な人材不足が原因で既存店舗が減収減益となったことを踏まえ、季節的な変動要因を抑え既存店舗の収益の安定性を図りつつ、優秀な人材を継続的に確保することを課題と認識していたことから、公開買付者からの上記提案に関し、協議に応じることにいたしました。

そして、平成28年2月上旬以降、当社は、公開買付者との間で、本格的な資本業務提携の検討を開始し、その後、両社の間で、様々な統合手法を検討する中で公開買付者が公開買付けの方法で当社株式を取得することも見据え、その場合の買収の対価や最終的な出資比率、役員派遣を含む公開買付者による当社の経営への参画の可能性、具体的な業務提携のあり方について、継続的な協議が実施されました。

また、かかる協議と並行して、公開買付者は、平成28年4月下旬から6月上旬までにかけて、当社のデュー・ディリジェンス等を実施し、その結果も踏まえて、同年6月中旬に当社の代表取締役会長であり筆頭株主である稲本健一氏に対して、稲本健一氏が保有する当社株式を公開買付者が取得することを提案し、稲本健一氏との間で、本公開買付けを実施した場合における買付け等の価格を含む諸条件について交渉を行ったとのことです。

公開買付者は、かかる交渉を踏まえて検討を進めた結果、応募合意株主から当社株式を取得し、当社との資本業務提携を実現することにより、以下の点でシナジーが得られるものとするに至ったとのことです。

- ( ) 公開買付者グループは、和食・洋食問わず、アルコール類を提供するディナー営業のブランドが主力であることに対して、当社グループは、主要ブランドの1つである「アロハテーブル」のように、ハワイアンフードとノンアルコール類を中心に提供するハワイアン・カフェなどのブランドを保有していることから、消費者嗜好の多様化に対応できるブランドポートフォリオの拡充に資すること。
- ( ) 公開買付者グループは、中部地区の営業基盤が弱いことに対して、当社グループは中部地区の営業基盤が強いなど、地域的に一定程度の補完関係にあること。
- ( ) 当社グループは、「アロハテーブル」ブランドのように、日本国内のみならず、海外(ハワイ)においても観光客である日本人向け事業を展開するなど、現地人及び米国本土からの旅行者(主にアメリカ人)をお客様とする公開買付者グループの海外店舗とは異なる海外進出ノウハウを有していること。
- ( ) 当社グループは、国内において「Heritage Bridal Collection」ブランドによるレストランプライダルを展開しており、公開買付者グループが今後事業参入を予定している国内プライダル事業において、運営ノウハウと経験豊富な人材を有していること。

- ( ) 当社グループは、夏季に営業利益が集中する傾向にあることに対して、公開買付者グループは冬季に営業利益が集中する傾向にあることから、季節的な変動要因が緩和されること。

一方、当社は、公開買付者グループとの資本業務提携により、以下の点でシナジーが得られるものと判断し、平成28年7月上旬にその旨を公開買付者に表明いたしました。

- ( ) 当社グループは、自身と比較して事業規模が大きな公開買付者グループと提携することにより、取引先への価格交渉力が増すことでコストの削減が期待でき、また、採用母集団が拡大することで優秀な人材を確保するコストの削減が期待できること。
- ( ) 当社グループは、公開買付者グループのセンター物流機能等を活用することで、仕入コストの削減が期待できること。
- ( ) 当社グループは、公開買付者グループの会員制度システムである「DDマイル」や「予約コールセンター」、「24時間オンライン予約システム」に参加することで、公開買付者グループの会員様や店舗に来店されるお客様を当社グループ店舗に誘導し、既存店舗の売上の増加が期待できること。

このように、公開買付者が当社株式を買い取り、当社が公開買付者の持分法適用関連会社（将来的に当社への役員の派遣を受け入れることにより当社が公開買付者の連結子会社となることも含む。）となることで、両社間で強固なパートナー関係を構築することができ、下記の観点から両社の企業価値の最大化に資するという認識で一致いたしました。

- ( ) 双方が保有するビジネスノウハウ及び当該ノウハウを有する人材を効率的に共有できる。
- ( ) 仕入面におけるスケールメリットが享受可能である。
- ( ) 両社が保有するバックオフィス機能を整理して、効率的に共有できる。

また、当社グループにおける課題を認識していた当社の代表取締役会長であり筆頭株主である稲本健一氏も、稲本健一氏が所有する当社株式を公開買付者が取得して、当社と公開買付者が本資本業務提携契約を締結することにより、当社は上記のようなシナジーを得ることができると判断したことから、かかる資本業務提携の一環として自ら公開買付者に当社株式を譲渡することが当社の企業価値の向上に資すると考え、平成28年7月上旬に稲本健一氏が所有する当社株式の一部（1,536,900株、所有割合35.68%）を本公開買付けに応募する意向がある旨を公開買付者に表明したとのことです。更に、稲本健一氏より本公開買付けの実施の可能性や買付け等の価格を含めた諸条件の交渉状況に関して説明を受けた他の応募合意株主も、同年7月中旬に、かかる応募合意株主が所有する当社株式のうち、稲本健雄氏が所有する当社株式59,000株（所有割合1.37%）の全てを、後藤かおり氏が所有する当社株式30,000株（所有割合0.70%）の全てを、梶田知嗣氏が所有する当社株式94,000株（所有割合2.18%）のうち9,400株（所有割合0.22%）を、高島郁夫氏が所有する当社株式73,000株（所有割合1.69%）のうち3,000株（所有割合0.07%）を、株式会社バルスが所有する当社株式30,000株（所有割合0.70%）の全てを、ティー・ハンズオン1号投資事業有限責任組合が所有する当社株式65,000株（所有割合1.51%）の全てを、それぞれ本公開買付けに応募する意向がある旨を公開買付者に表明したとのことです。このような経緯を踏まえ、公開買付者は、応募合意株主との間で、平成28年7月15日付で本応募契約を締結するに至ったとのことです。

そして、上記のような資本業務提携によるシナジーを早期に実現するため、当社及び公開買付者は平成28年7月15日付で本資本業務提携契約を締結し、公開買付者はその一環として同日付で当社株式を取得するために本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

#### 当社における意思決定の過程及び理由

当社は、平成28年7月15日開催の本取締役会において、本公開買付けについて、慎重に審議、検討を行いました。なお、この検討の過程において、当社は、下記「(3) 利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、リーガル・アドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所から法的助言を受けるとともに、公開買付者及び応募合意株主から独立性を有し、名古屋証券取引所に独立役員として届出をしている社外取締役手嶋雅夫氏及び社外監査役石田晴彦氏から意見書を取得しました。

そして、上記検討の結果、本公開買付けにより公開買付者が応募合意株主の所有している当社株式を取得し、当社が公開買付者の連結子会社となることは、上記のとおり、( ) 当社グループは、自身と比較して事業規模が大きな公開買付者グループと提携することにより、取引先への価格交渉力が増すことでコストの削減が期待でき、また、採用母集団が拡大することで優秀な人材を確保するコストの削減が期待できること、( ) 当社グループは、公開買付者グループのセンター物流機能等を活用することで、仕入コストの削減が期待できること、( ) 当社グループは、公開買付者グループの会員制度システムである「DDマイル」や「予約コールセンター」、「24時間オンライン予約システム」に参加することで、公開買付者グループの会員様や店舗に来店されるお客様を当社グループ店舗に誘導し、既存店舗の売上の増加が期待できることなどから、当社の企業価値の向上に資するものと判断し、本取締役会において、出席した取締役の全員の一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議いたしました。

また、本公開買付価格の妥当性に関しては、(a)公開買付者が、自ら取得したS M B C日興証券による株式価値算定結果を参考にしつつ、最終的には公開買付者と応募合意株主との協議・交渉の結果を踏まえて決定されたものであること、(b)公開買付者が本公開買付けにおいて当社株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も当社株式の上場が維持されることが見込まれるため、当社株主の皆様としては本公開買付け成立後も当社株式を保有するという選択肢をとることも十分に合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性についての意見は留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様判断を委ねることを決議いたしました。なお、上記(a)及び(b)の状況を勘案し、当社は独自に第三者算定機関から株式価値算定書を取得していません。

加えて、本取締役会には、当社社外監査役丹羽喜裕氏以外の、当社独立役員である社外監査役石田晴彦氏を含む全ての監査役(3名)が出席し、上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

#### 本公開買付後の経営方針

本公開買付け後の経営方針につきまして、公開買付者は、当社が今後も持続的な発展により企業価値を向上させていくためには、当社の独自の企業文化、経営の自主性を維持することが重要であると認識しており、当社株式の上場を維持し、また、現状の当社の上場会社としての自主的な経営を尊重しつつ、両社の連携を深め、企業価値の向上に関する具体的な取り組みに向け、今後当社との協議・検討を行うことを予定しているとのことです。なお、公開買付者との間で締結した本資本業務提携契約において、公開買付者が当社の取締役の過半数を指名する権利を有する旨合意しております。公開買付者によるかかる役員の指名権の行使の有無、指名役員の員数及び行使の時期は現時点では未定ですが、かかる事項については、本公開買付け後の当社の経営状況、更なる提携関係強化の必要性や当社の上場会社としての自主性の尊重という観点を踏まえて、慎重に検討した上で決定する予定とのことです。公開買付者の当社に対する取締役指名権を含む本資本業務提携契約の詳細については、下記「(7)本資本業務提携契約の概要」をご参照ください。

### (3) 利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、主として以下の内容の措置を講じております。

当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見  
当社は、平成28年7月15日開催の本取締役会において、本公開買付けについて、当社の企業価値向上に関する検討、公開買付者の意向、下記「独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言、下記「利害関係のない者からの意見書の入手」に記載の名古屋証券取引所に独立役員として届出をしている社外取締役手嶋雅夫氏及び社外監査役石田晴彦氏より平成28年7月14日付で受領した意見書を踏まえ慎重に詮議、検討した結果、公開買付者及び当社との間において資本業務提携関係を構築することは、これにより、( )双方が保有するビジネスノウハウ及び当該ノウハウを有する人材を効率的に共有できること、( )仕入面におけるスケールメリットが享受できること、( )両社が保有するバックオフィス機能を整理して、効率的に共有できることなどから、当社と公開買付者双方の企業価値の向上に繋がると考え、また、当社が公開買付者の持分法適用関連会社となることは、上記のとおり、( )当社グループは、自身と比較して事業規模が大きな公開買付者グループと提携することにより、取引先への価格交渉力を増すことでコストの削減が期待でき、また、採用母集団が拡大することで優秀な人材を確保するコストの削減が期待できること、( )当社グループは、公開買付者グループのセンター物流機能等を活用することで、仕入コストの削減が期待できること、( )当社グループは、公開買付者グループの会員制度システムである「DDマイル」や「予約コールセンター」、「24時間オンライン予約システム」に参加することで、公開買付者グループの会員様や店舗に来店されるお客様を当社グループ店舗に誘導し、既存店舗の売上の増加が期待できることなどから、当社の企業価値の向上に資するものと判断し、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること、一方で、本公開買付価格の妥当性に関しては、(a)公開買付者が、自ら取得したS M B C日興証券による株式価値算定結果を参考にしつつ、最終的には公開買付者と応募合意株主との協議・交渉の結果を踏まえて決定されたものであること、(b)公開買付者が本公開買付けにおいて当社株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も当社株式の上場が維持されることが見込まれるため、当社株主の皆様としては本公開買付け成立後も当社株式を保有するという選択肢をとることも十分に合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性についての意見は留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様判断を委ねることを決議いたしました。なお、上記(a)及び(b)の状況を勘案し、当社は独自に第三者算定機関から株式価値算定書を取得していません。

また、本取締役会決議は、当社の取締役5名中、代表取締役会長である稲本健一氏及び専務取締役である梶田知嗣氏を除く全ての取締役(3名)が出席し、出席した取締役の全員の一致により、決議しております。なお、当社の代表取締役会長である稲本健一氏及び専務取締役である梶田知嗣氏は、公開買付者との間で本応募契約を締結していることから、本公開買付けに関する当社の取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けに関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において、公開買付者との協議及び交渉には参加していません。

加えて、本取締役会には、当社社外監査役丹羽喜裕氏以外の、当社独立役員である社外監査役石田晴彦氏を含む全ての監査役（3名）が出席し、上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。なお、当社の社外監査役である丹羽喜裕氏は、本応募契約を締結しているティー・ハンズオン1号投資事業有限責任組合の無限責任組合員ティー・ハンズオンインベストメント株式会社の株主であるため、利益相反のおそれを回避する観点から、本公開買付けに関する全ての審議に参加しておらず、上記取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えております。

#### 独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の過程等における透明性及び公正性を確保するための措置並びに利益相反を回避するための措置として、公開買付者、応募合意株主及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、法的助言を受けています。

#### 利害関係のない者からの意見書の入手

当社は、本公開買付けにおける意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、公開買付者及び応募合意株主から独立性を有し、名古屋証券取引所に独立役員として届出をしている社外取締役手嶋雅夫氏及び社外監査役石田晴彦氏に対し、（ ）本公開買付けが当社の企業価値向上に資するか、（ ）本公開買付けに係る交渉過程及び本公開買付けに係る手続の公正性は確保されているか、及び、（ ）その他本公開買付けが少数株主にとって不利益なものではないかについて諮問し、これらの点についての意見書を当社に提出することを委嘱しました。

当社は、当社の独立役員2名から、上記諮問事項について当社から公開買付者の提案内容の説明を受け、検討した結果、平成28年7月14日付で、（ ）当社の企業価値向上の観点から検討した結果、(a)当社グループは、自身と比較して事業規模が大きな公開買付者グループと提携することにより、取引先への価格交渉力を増すことでコストの削減が期待でき、また、採用母集団が拡大することで優秀な人材を確保するコストの削減が期待できること、(b)当社グループは、公開買付者グループのセンター物流機能等を活用することで、仕入コストの削減が期待できること、(c)当社グループは、公開買付者グループの会員制度システムである「DDマイル」や「予約コールセンター」、「24時間オンライン予約システム」に参加することで、公開買付者グループの会員様や店舗に来店されるお客様を当社グループに誘導し、既存店舗の売上の増加が期待できるなど、公開買付者による本公開買付けについて当社取締役会が賛同することは、当社の企業価値の向上につながるものであり、当社の株主にとって不利益でないと判断すること、（ ）本公開買付価格を含む本公開買付けの諸条件については、公開買付者が、自ら取得したSMB C日興証券による株式価値算定結果や当社に対するデュー・ディリジェンスの結果などを参考にしつつも、当社株式に係る取引が一般に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視するために、当社株式の市場価格をベースにした上で、当該市場価格から一定程度のディスカウントを行った価格で合意に至ったとのことであり、その過程において、公開買付者から当社に対する不当な影響力の行使を窺わせる事実は認められないこと、また、本取締役会の審議及び決議については、当社のリーガル・アドバイザーである弁護士法人大江橋法律事務所からの法的助言を受けた上で、本公開買付けに関して利益が相反するおそれのある応募合意株主である稲本健一氏及び梶田知嗣氏を除いてなされる予定であることから、公開買付者から当社に対する不当な影響力の行使を窺わせる事情は認められず、本公開買付けに係る交渉過程及び本公開買付けに係る手続は公正なものと考えられること、（ ）取引、交渉過程の手続の観点から、本公開買付けは、法に基づいた公開買付けであり、応募については応募合意株主に限定されておらず、当社の他の株主にも応募の選択権があることから他の株主にとって不利益ではないと判断すること、また、本資本業務提携契約は、当社の企業価値の向上を目的としたものであり、取締役会の決議を経て本資本業務提携契約を締結することは上場企業としての当社の職務権限規程に沿ったものであることからコンプライアンス上の問題はなく、当社の株主にとって不利益にはならないと判断すること、を内容とする意見書を受領しております。

#### (4) 上場廃止となる見込み及びその事由

本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は、当社株式1,809,400株（所有割合42.00%）を買付予定数の上限として設定しておりますので、本公開買付け成立後も、当社株式は、名古屋証券取引所セントレックス市場における上場が維持される予定です。

(5) 本公開買付け後の株券等の取得予定

公開買付者は、当社を持分法適用関連会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによってその目的を達成した場合には、本公開買付け後に当社株式の追加取得を行うことは、現時点で予定していないとのことです。

(6) 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は本公開買付けに際し、応募合意株主との間で、平成28年7月15日付で、本応募契約を締結し、応募合意株主が所有する当社株式のうち合計1,733,300株（所有割合40.24%）を、それぞれ本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。なお、当該合意に基づく応募についての前提条件として、公開買付者が本応募契約記載の条件（（ア）買付予定数が1,809,400株であること、（イ）買付予定数の下限が1,723,200株であること、（ウ）買付予定数の上限が1,809,400株であること、（エ）本公開買付価格が普通株式1株につき790円であること、（オ）買付代金が1,429,426,000円であること及び（カ）公開買付期間が平成28年7月19日から平成28年8月25日であることを指します。）に反して公開買付けを開始した又は条件の変更がなされた場合（但し、公開買付期間が延長された場合を除きます。）には、応募合意株主は、本応募契約に基づく応募義務を負わない旨合意しているとのことです。

(7) 本資本業務提携契約の概要

当社及び公開買付者は、平成28年7月15日付で、本資本業務提携契約を締結いたしました。本資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。

（ ）目的

本公開買付けによって、公開買付者が当社を持分法適用関連会社化し、両社が事業上の連携等を行うことで、両社の事業上のシナジーを実現させ、両社の企業価値及び株主価値の最大化を図る。なお、公開買付者及び当社は、公開買付者が、将来的には当社を連結子会社化することも検討していることについて相互に確認するものとする。

（ ）資本提携の内容（株式の取得）

当社は、本資本業務提携契約締結日において、本公開買付けに賛同する旨（但し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の判断に委ねる旨）の意見表明を行う。但し、かかる賛同の意見を撤回又は変更しないことが、当社の取締役としての善管注意義務に違反する可能性が高いと合理的に判断される場合は、かかる賛同の意見を撤回し又は変更することができる。

（ ）業務提携の内容

公開買付者及び当社は、本公開買付けが成立したことを条件として、飲食業業界において、さらなる競争力強化を図るために、両社の取引顧客やサービスの基盤拡大、ビジネスノウハウやリソースの共有に向けた、以下の業務提携を実施する。

（ア）公開買付者及び当社は、本公開買付けの終了後、シナジー効果を上げるためのプロジェクトチームを組成し、物流、購買、販促、人材採用、店舗開発をはじめとする各部門において具体的なシナジー効果を検討し、早期実現に向けて取り組む。

（イ）公開買付者及び当社は、国内飲食事業においては、主力とする都心エリアや中京圏、関西圏での人材交流、物件情報共有などにより店舗営業体制強化を図るとともに、公開買付者及び当社の不振店舗に関する情報等を相互共有の上、相互が持つ業態への業態変更も検討し、減損損失計上を抑制縮小化する。

（ウ）公開買付者及び当社は、両社が有する本社組織の独立性を尊重しつつ、本社組織の効率的かつ一体的な運用体制構築による本社コスト削減を図るため、一方のみが保有する本社機能のリソース共有化や両社にて重複するバックオフィス機能の共通化に向けた取り組みを早期に検討・実施していく。

（エ）公開買付者及び当社は、海外事業及び国内プライダル事業においては、将来的な組織再編を視野に、早期にノウハウ、人材等経営資源の共有を図り、緊密な連携体制を構築していく。

（オ）公開買付者は、本資本業務提携契約に定める資本業務提携の目的を達成するため、公開買付者が適当と認める方法で当社に指導及び経営指導を行う。

（カ）当社は、公開買付者グループにおいて運用している「DDポイント」、「予約コールセンター」及び「24時間オンライン予約システム」に参加するものとし、公開買付者及び当社のお客様回遊性向上を早期に図る。

（ ）独立性の尊重

公開買付者及び当社は、合理的な理由がある場合を除き、本公開買付けの後においても、当社による上場会社としての自主的で機動的な経営を尊重することを相互に確認する。

（ ）取締役の派遣

公開買付者は、本公開買付けが成立したことを条件として、当社の取締役のうちの過半数を指名する権利及びその選任時期を指定する権利を有する。

（ ）公開買付者の完全子会社役員を選任



公開買付者は、本公開買付けが成立したことを条件として、平成28年9月1日付をもって、稲本健一氏を、公開買付者の完全子会社であるDiamond Dining International Corporation（以下「本子会社」といいます。）のDirectorかつChairmanに選任する。稲本健一氏に対する当該地位に関する報酬その他の一切の条件については、稲本健一氏及び本子会社との間で協議の上決定するものとする。

( ) 重要事項の通知及び承認

本公開買付けが成立したことを条件として、取締役社長及び役付取締役の選任及び解任、株主総会に付議する議題及び議案の決定、株式及び新株予約権の発行、計算書類の承認、重要な契約の締結及び解約その他の公開買付者の定める決裁権限基準において公開買付者の取締役会又は経営会議の決議を要する旨定められた事項について、当社が意思決定を行う場合には、当社は、事前に公開買付者に書面にて通知した上、公開買付者の事前承認を得る。

( ) 効力発生日及び有効期間

本資本業務提携契約は、契約締結日に発効する。また、本公開買付け成立後最初に公開買付者が保有する当社の株式数が当社の発行済株式総数（自己株式を含む。）の10%を下回った日に終了する。

( ) 解除等

公開買付者及び当社は、(ア)本公開買付けが平成28年9月15日までに成立しなかった場合、(イ)相手方が本資本業務提携契約に違反し、その是正を求める通知を受領後15日以内に当該違反を是正しない場合、(ウ)破産手続開始の申立てがあった場合等の信用不安を示す事由が相手方に生じた場合、又は(エ)相手方と反社会的勢力との交流又は関与が判明し、その解消を求める通知を受領後相当期間内に当該違反を是正しない場合、本資本業務提携契約を解除することができる。

#### 4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

普通株式

| 氏名     | 役名      | 職名    | 所有株式数（株）  | 議決権の数（個） |
|--------|---------|-------|-----------|----------|
| 稲本 健一  | 代表取締役会長 | -     | 1,666,900 | 16,669   |
| 鈴木 伸典  | 代表取締役社長 | 営業本部長 | 119,700   | 1,197    |
| 坂井 朗   | 取締役副社長  | 管理本部長 | -         | -        |
| 梶田 知嗣  | 専務取締役   |       | 94,000    | 940      |
| 手嶋 雅夫  | 取締役     | -     | -         | -        |
| 大曾根 三郎 | 常勤監査役   | -     | -         | -        |
| 浅野 哲司  | 監査役     | -     | 18,600    | 186      |
| 石田 晴彦  | 監査役     | -     | 1,000     | 10       |
| 丹羽 喜裕  | 監査役     | -     | 35,600    | 356      |
| 計      | -       | -     | 1,935,800 | 19,358   |

(注) 役職名、所有株式数及び議決権の数は、本書提出日現在のものです。

(注) 取締役手嶋雅夫は、社外取締役であります。

(注) 監査役石田晴彦氏及び監査役丹羽喜裕氏は、社外監査役であります。

#### 5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

#### 6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

#### 7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

#### 8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。